

登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 14 条、第 61 条第 1 項又は第 75 条第 3 項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 1 号及び「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	特定非営利活動法人京都府建設技能教習センター
登録教習機関の住所	京都市南区西九条豊田町 3 番地
代表者職氏名	理事長 吉岡 徹
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定非営利活動法人京都府建設技能教習センター 京都市南区西九条豊田町 3 番地
行うことができる技能講習	石綿作業主任者技能講習
登録年月日	平成 18 年 4 月 13 日
登録の有効期間の満了日	令和 13 年 4 月 12 日
登録番号	京第 32 号

令和 8 年 3 月 25 日

京 都 労 働 局 長



京都労働局長印の押印は、「都道府県労働局公印取扱要領」第 8 条第 3 項の規定に基づき、その印影を印刷としています。